

道有林野産物売払一般競争入札の公告

次のとおり、道有林野産物売払一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
なお、道有林上川南部管理区の森林はSGEC認証を取得しています。

令和6年(2024年)8月20日

北海道上川総合振興局長 竹澤 孝夫

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び件数

道有林野産物の売払い 4 物件

(2) 入札物件明細

物件	種 類	物件の所在	面 積	本 数	材 積	巻立期限	搬出期限	延納日数	備 考
第 1 号	トマツ人工林間伐 天然林トマツ間伐 人工林上木	上川南部管理区 59林班	28.91 ha	4,116 本	2,640.93 m ³	-	契約締結より3ヶ 年	170日以内	
第 2 号	トマツ人工林間伐 人工林上木	上川南部管理区 62林班	42.48 ha	8,361 本	3,792.52 m ³	-	契約締結より3ヶ 年	170日以内	CoC認証 取得者限定
第 3 号	トマツ人工林間伐 人工林上木	上川南部管理区 63林班	26.27 ha	3,913 本	1,975.12 m ³	-	契約締結より3ヶ 年	170日以内	CoC認証 取得者限定
第 4 号	トマツ人工林間伐 人工林上木	上川南部管理区 65林班	25.57 ha	4,997 本	2,074.57 m ³	-	契約締結より3ヶ 年	170日以内	CoC認証 取得者限定

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5年北海道告示第543号に規定する林産物売払いの資格を有していること。
- (3) 道有林野産物の売払いの入札執行の日までの間に、北海道が行う競争入札に関する指名停止を受けていない者であること。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の(2)の再審査結果の資格を有していること。
- (6) 北海道内に本店、支店、営業所を有すること。
- (7) 中小企業等協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づく事業協同組合については構成員と重複していないこと。
- (8) 北海道林業事業体登録実施要綱(平成24年8月27日施行)により、北海道林業事業体登録制度に登録している者。
- (9) 第2号物件～第4号物件については、一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC)による認証林産物管理システム認証(CoC認証)を取得している者であること。

3 入札説明書の配布期間等

入札説明書及び道有林野産物売払一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次により交付する。

- (1) 配布期間 令和6年(2024年)8月21日(水)から 令和6年(2024年)9月3日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで(休日を除く)
の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 旭川市永山6条19丁目上川合同庁舎
上川総合振興局南部森林室 森林整備課
- (3) 配布方法 上記の場所で直接配布を受けるか、南部森林室ホームページからも取得することができます。
送付又はファクシミリ等での配布は行わない。
- (4) 費用 無料とする。

4 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は道有林野産物売払一般競争入札参加資格申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 提出期間 令和6年(2024年)8月21日(水)から 令和6年(2024年)9月3日(火)まで(休日を除く)の毎日午前9時から午
- (2) 提出場所 旭川市永山6条19丁目 上川合同庁舎
上川総合振興局南部森林室 森林整備課
- (3) 提出方法 持参することとするが、送付を希望する場合は申請期限の3日前までに上川総合振興局南部森林室森林
整備課主査(販売)に連絡の上送付することとし、連絡なく送付されたもの、ファクシミリは受け付けられないものと
する。

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目 上川合同庁舎 103会議室
- (2) 入札日時 令和6年(2024年)9月26日(木) 10時00分
- (3) その他 入札の執行に当たっては、上川総合振興局長により、競争入札参加資格があることが確認された旨の道有林野産物
売払一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提示すること。

6 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当
該落札者との契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、
契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害
の賠償を請求することができない。

7 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) その他不明な点は、上川総合振興局南部森林室森林整備課主査(販売)に(電話 0166-46-4906)に照会すること。